

学校いじめ防止等のための基本方針

秋田県立秋田高等学校

秋田県立秋田高等学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を次のとおり定める。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒以外の本校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を見守る大人一人一人が「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たさなければならない。以下、その基本的な方向を定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、絶対に許されない行為であることを生徒に十分理解させる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守る。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした態度で臨む。
- ④ 教職員と保護者、学校関係者、関係機関等との連携協力に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。構成員は、校長（委員長）、副校長、教頭、生徒指導担当教員、保健・教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（必要に応じて）とする。

校内委員会の役割は次に定める。

(1) 相談体制の拡充

- ① いじめに関する事象が発見された場合や生徒、保護者から「いじめ相談」があった場合はすみやかに管理職に報告する。すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告をする義務がある。報告を受けた校長は、事実確認を待つことなく速やかに教育委員会に電話及び文書で報告する。またその後の経過についても同様に報告する。

- ② 校長は生徒指導部や担任による注意及び指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。
- ③ 臨時校内委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。
- ④ いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者及びその保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。
- ⑤ 指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察や指導、保護者及び行政等関係機関との連携など）を行う。

（２） 相談窓口の整備

いじめは大人が気づきにくい形で行われることを認識し、生徒をはじめ周囲の大人が、些細ないじめの兆候に気づき、早い段階から積極的にいじめを認知するように努める。そのため、相談窓口を以下のとおり定め、生徒及び保護者に周知し、生徒がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える。

相談窓口は教頭とする。

（３） 実態把握の改善

いじめに関するアンケート調査等を適切な時期に実施する。また、いじめが重大事態と認められる場合、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

（４） 教職員の取組支援

① いじめ対策に関する指導資料の活用

いじめの防止及び解決にかかわる資料を収集し、その活用方法を教職員に広く紹介する。

② 教職員及び生徒研修の実施

教職員に向けて、いじめ防止にかかわる研修を実施する。また、生徒のピアサポート組織と連携し、職員及び生徒の人間関係の問題解決のためのスキルの向上に努める。

③ インターネットを通じて行われるいじめの防止

図書・視聴覚情報部と連携し、携帯やインターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実と改善に努める。

3 いじめの防止等に関する措置

（１） いじめの防止

すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、人権尊重の精神を育み、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成に努める。

- ① 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努めるとともに、人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ② 学校で定めた基本方針を、生徒指導の全体計画の中に適切に位置づけ、生徒、保護者、地域に対して積極的に公表する。
- ③ 生徒のわずかな変化に対しても、いじめの兆候ではないかとの疑いをもち、職員間の情報交換を密にして、早期にいじめを認知する体制をつくる。
- ④ 生徒及び保護者の悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境作りに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。
- ⑤ 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口を生徒及び保護者に周知し、生徒がいじめを訴え、又は通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努める。

- ① アンケート調査や個別面談等を通して、生徒の声に耳を傾け、生徒の行動に注視する。
- ② 通信・配布物や電話等での定期連絡、家庭訪問、保護者会等を通して、保護者と情報を共有する。
- ③ P T Aや学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域がいじめへの対応状況について定期的に協議するほか、地域生徒指導研究推進協議会における情報交換会や連絡会議等を通して、情報の共有を図る。

(3) いじめに対する措置

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒の安全を確保した上で、いじめを行った生徒に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応し、組織的に取り組む。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめ問題を担任だけが抱え込むことにならないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを行う生徒には、行為の善悪をしっかりと把握させ、反省・謝罪させる。必要に応じて、停学、退学などの措置を行う。法を犯す行為に対しては、早期に警察などに相談して協力を求める。
- ⑤ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(4) 重大事態への対処

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに教育委員会へ「生徒事故報告書」を提出し、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ① 調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。
- ② 調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係の情報管理には万全を期する。
- ③ 調査結果については教育委員会へ報告する。また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。
- ④ 調査によって確認された事実関係は、生徒やその保護者への継続的な支援に活用するとともに、同様の事態が再度発生することがないように、指導の改善に役立てる。

附則 この方針は平成26年4月1日公布とする。

この方針は平成26年4月1日施行とする。

平成29年6月30日一部改正（追加）